

事実婚カップルの申告書

厚生労働省の告示では、不妊治療を受ける事実婚カップルへ治療計画作成時に下記の3点を確認することとしています。

- ・カップルが重婚ではないこと（カップルがそれぞれ他人と法律婚でないこと）
- ・カップルが同一世帯であること。なお、同一世帯でない場合にはその理由について確認すること
- ・カップルが、治療の結果、出生した子について認知をおこなう意向があること

一年以内のそれぞれの戸籍抄本、申告書を当クリニック受付に提出して下さい。提出がない場合は、不妊治療計画を作成することができません。

*個人情報・プライバシーについては、クリニックの方針によって保護されます。

年 月 日 説明医 西原 富次郎 印
施設責任者 西原 富次郎

私たちは、事実婚です。

事実婚カップルとして生殖医療を受けるにあたり、それぞれに別のパートナーとの婚姻関係がないことを証明するため、それぞれの戸籍抄本を提出致します。

私たちは、同一世帯です。

同一世帯ではないです。その理由は_____

当クリニックの治療において妊娠出産に至った場合、出生した子を認知することに同意します。

医療法人社団謙翠会

小田原レディースクリニック 院長殿

20 年 月 日

*それぞれの自筆で署名してください。

妻 ID 氏名

住所

夫 ID 氏名

住所